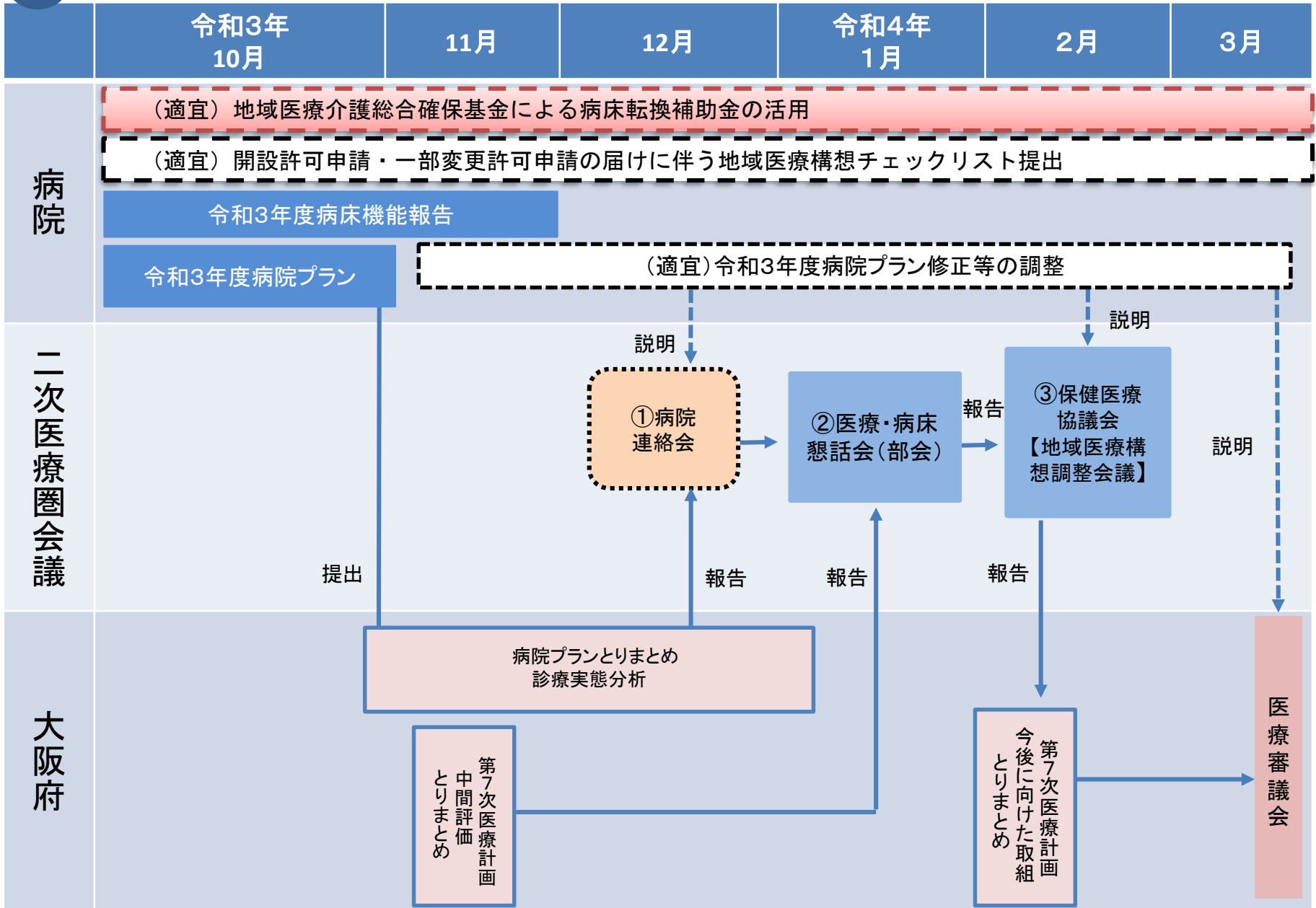


# 令和3年度「地域医療構想」 スケジュール

令和3年10月  
大阪府健康医療部保健医療企画課

# 1 令和3年度スケジュール



※保健医療協議会は、その他案件（地域医療支援病院の認定の件等）に応じて、別途開催することもある。  
 ※第7次医療計画の中間評価の結果、計画の見直しを行う場合は、医療審議会までにパブリックコメントを実施することもある。

## 2 令和3年度地域医療構想に関する会議の議題(予定)

区分	<①病院連絡会>	②医療・病床懇話会(部会)	③保健医療協議会 (地域医療構想調整会議)
	11月から12月	12月から1月	1月から2月
地域医療構想	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p><b>【病院プランの内容】</b></p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p><b>【趣旨】</b></p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p><b>【病院プランの内容】</b></p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p><b>【趣旨】</b></p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>	<p>○令和2年度地域医療構想の進捗状況(医師確保・医師の働き方改革含む)</p> <p>○各二次医療圏における地域医療構想の進捗状況</p> <p>○2025年に向けた各病院の方向性について(「公立・公的病院の今後のあり方」含む)</p> <p><b>【病院プランの内容】</b></p> <p>①2025年に各病院が検討している医療機能</p> <p>②2025年に各病院が検討している病床機能</p> <p>○非稼働病床の状況について</p> <p><b>【趣旨】</b></p> <p>・2025年に向けた各病院の方向性の共有</p> <p>・各病院の過剰な病床への転換・非稼働病床への対応について検討</p>
計医療		<p>○医療計画における圏域での取組の進捗管理(中間評価)</p> <p>○地域医療への協力に関する意向書の提出状況</p>	<p>○医療計画における圏域での取組の進捗管理(中間評価)</p> <p>○地域医療への協力に関する意向書の提出状況</p>

# 【参考】地域医療構想に関する会議体の概要

会議名	設置根拠等	設置単位	主な委員構成	令和3年度開催予定数
保健医療協議会 (地域医療構想調整会議)	附属機関	二次医療圏	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、府医、府歯、府薬、大病、私病、公立病院協議会、大精協、府看協会、府訪看S T、医療保険者、市町村、社会福祉協議会など	1
医療・病床懇話会 (部会)	懇話会 (部会)	二次医療圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区医師会 各地区医師会 1名</li> <li>・ 地区歯科医師会 1名 (圏域代表)</li> <li>・ 地区薬剤師会 1名 (圏域代表)</li> <li>・ 大阪府医師会 1名 (協議会委員)</li> <li>・ 大阪府病院協会 1名 (協議会委員)</li> <li>・ 大阪府私立病院協会 2名 (協議会委員)</li> <li>・ 大阪府公立病院協議会 1名 (協議会委員)</li> <li>・ 大阪府看護協会 1名 (協議会委員)</li> <li>・ 医療保険者 1名 (協議会委員)</li> <li>・ 市町村 (必要に応じて)</li> </ul>	1
病院連絡会	自主的な意見交換の場	二次医療圏単位 (保健所単位も可)	二次医療圏内 (保健所管内) の病院等 (病床機能報告の対象病院)	1

※地域医療構想にかかわる開催であり、その他の案件により開催は含まない。

# 【参考】会議体で取り扱う事項①

## ●開設等に関する手続き

◎：病院の出席による説明、○：事務局等説明

項目	会議名		
	医療審・部会	保健医療協議会(部会)	医療・病床懇話会
地域医療支援病院の承認	審議○	← 審議◎	
地域医療連携推進法人の認定			
特定病床等による新たな病床整備			
二次医療圏を超えた病院移転	審議○	← 審議◎	← ◎ (※1)
公的医療機関等※2の再編			
有床診療所の新たな病床整備			
病院の開設者変更 病院再編(公立病院を除く)をはじめ病院が担う役割が大きく変わる場合			◎ 懇話会で説明した場合、調整会議は、事務局からの報告で可

※1：病院等の出席による説明が望ましい。

※2：国(厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関))、公的医療機関(都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会)、社会保険関係団体(健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)。

## 【参考】会議体で取り扱う事項②

### ●地域医療構想等に関する事項

◎：病院の出席による説明、○：事務局等説明

項目	会議名			
	医療審・部会	保健医療協議会(部会)	医療・病床懇話会	病院連絡会
2025年(まで)に各病院が検討している 医療機能・病床機能 【公立・公的病院】 民間との役割分担を踏まえた病院の方向性		○	○	◎
過剰な病床への転換への中止への命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)についての検討 【医療法第30条の15に基づく知事権限】	審議 ○	審議◎ ※2	※1	
非稼働病床の理由説明		○	○	◎
1年以上病床がすべて稼働していない病棟について、削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)についての検討 【医療法第7条の2第3項、医療法第30条の12に基づく知事権限】	審議 ○	審議◎ ※2	※1	

※1：懇話会の意見を踏まえ、保健医療協議会において、該当医療機関に対し、直接の説明が必要となった場合。

※2：保健医療協議会において、知事権限の行使について、医療審議会でも審議が必要と判断された場合。



## 都道府県知事の権限の行使の流れ

### 【過剰な医療機能への転換の中止等】

医療法第30条の15

- ・ 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であって
- ・ 基準日後病床機能に応じた病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している

- ① 都道府県知事への理由書提出
- ② 調整会議での協議への参加
- ③ 都道府県医療審議会での理由等説明

応答の  
努力義務

理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**病床機能を変更しないことを命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

命令の場合  
(公的医療機関等)

要請の場合  
(民間医療機関)

指示の場合  
(公的医療機関等)

医療法第30条の17

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

命令・指示・勧告に従わない

医療法第30条の18

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表

医療法第29条第3項  
及び第4項

○ 命令・指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院<sup>※</sup>は承認を取消し

### 【不足する医療機能への転換等の促進】

医療法第30条の16

地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場合での協議が調わないとき等

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**不足する医療機能に係る医療を提供することを指示(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

医療法第7条第5項

病院の開設等の許可申請があった場合

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与

医療法第27条の2

正当な理由がなく、条件に従わない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて条件に従うべきことを勧告**

正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令**

命令・指示・勧告に従わない

### 【非稼働病床の削減】

医療法第7条の2第3項

医療法第30条の12

病床を稼働していないとき

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該病床の削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)**

要請の場合  
(民間医療機関)

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

命令の場合  
(公的医療機関等)

※特定機能病院の承認取消しは厚生労働大臣が行う